

「農業・農協改革」に関する意見書

政府は6月24日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化・独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しています。

今後の政府による「農業・農協改革」の進め方如何では、JAグループの機能が低下し、農業者への多大な影響が懸念されます。地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが、最も効果的であり効率的です。

国におかれては、今後、想定される農協法の改正など、次期国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」については、下記の事項に留意するよう強く要望します。

記

1. 協同組合であり民間組織であるJAに対して、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。
2. JAが行っている総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため分離しないこと。
3. 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して、准組合員の利用を制限するような規制強化を行わないこと。
4. 全農はJAを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するため、現行の協同組合組織を堅持すること。
5. 中央会はJAの指導機関として、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年9月25日

福岡県小郡市議会

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
農林水産大臣
内閣官房長官